○関東地方整備局告示第百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十六年関東地方整備局告示第九十五号東京都市計画道路事業補助線街路第二十九号線

三　事業施行期間　自平成二十六年三月二十四日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十六年関東地方整備局告示第三百四十九号東京都市計画道路事業補助線街路第二十九号線

三　事業施行期間　自平成二十六年九月十九日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十六年関東地方整備局告示第三百五十号東京都市計画道路事業補助線街路第二十九号線

三　事業施行期間　自平成二十六年九月十九日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十七年関東地方整備局告示第二十七号東京都市計画道路事業補助線街路第二十九号線

三　事業施行期間　自平成二十七年一月二十八日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十七年関東地方整備局告示第七十号東京都市計画道路事業補助線街路第八十一号線

三　事業施行期間　自平成二十七年二月二十四日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十七年関東地方整備局告示第六十八号東京都市計画道路事業補助線街路第七十三号線

三　事業施行期間　自平成二十七年二月二十四日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十七年関東地方整備局告示第六十九号東京都市計画道路事業補助線街路第七十三号線

三　事業施行期間　自平成二十七年二月二十四日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十六日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
近江八幡市馬淵町字道南一七三八番地内	前	九・七〇～一二・八七メートル　〇・〇二一キロメートル
	後	一一・七〇～一四・八六メートル　〇・〇二一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所